TUMSAT-OACIS Repository - Tokyo

University of Marine Science and Technology

(東京海洋大学)

漁業経営安定対策の検討（1）
―漁業共済制度、とくに水産財政政策に着目して―

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): Act on Compensation of Fishery Disaster, mutual aid system for fishery operation, fishery business management stability policy, financial policy 作成者: 小野, 征一郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/2082

Journal of the Tokyo University of Marine Science and Technology, Vol. 17, pp. 18-30, 2021

［論文］

漁業経営安定対策の検討（1）
―漁業共済制度、とくに水産財政政策に着目して―

小野　征一郎*[1]

（Accepted November 26, 2020）

A Study of Fishery Business Management Stability Policy (1)
: Focus in Financial Policy of Mutual Aid System for Fishery Operation

Seiichiro ONO *[1]

Abstract: This study describes the current situation of mutual aid system fishery operation. Its system intends to compensate damages caused by extraordinary event or unexpected accident, and to serve circumvent blockage in fishery reproduction and to stabilize fishery management. I try to review and estimate a financial policy of fisheries.

Key words: Act on Compensation of Fishery Disaster, mutual aid system for fishery operation, fishery business management stability policy, financial policy

第１章　問題の所在

2018 年、漁業法が 70 年ぶりに改正され、「水産政策の改革」が本格化する。水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた就業構造の確立を水産業の将来像として掲げる。成長産業化には「収入安定対策」を下支えとして準備し、2022 年度までにそれに取り組む漁業者の漁業生産割合が 90％であることを政策目標にすえる。また食用魚介類の自給率が 70％に達することを目標に掲げる [1)]。それは 2011 年民主党政権下に「資源管理・収入安定対策」としてスタートし、名称を変更し自民党政権に継承され、水産政策の基調として定着した。

小は採貝採藻の高齢単身漁家から、大は漁業・養殖業を一部門として抱える大手水産会社に至るまで、様々な内容・規模から重層的に構成される水産業の全体像を、2018 年漁業センサスによって示した（**Table 1**）。漁船トン数規模によって内容を識別できる漁船漁業と、定置漁業および、マグロ養殖業を筆頭に企業経営の台頭が著しい魚類養殖業―代表のブリ養殖業―と、従来より家族経営が主流の藻類・貝類養殖業―同じくノリ類・ホタテ貝養殖業―の海面養殖業の全容を掲げた。

「収入安定対策」―漁業経営政策―は、「農政の大転換」＝品目横断的経営安定対策 [2)] の農業とは異なり、1964 年制定の「漁業災害補償法」を根拠法として既存の漁業共済制度を活用する。ユニークな収穫高保険 [3)] である漁獲共済（対象：海面漁船漁業・定置漁業―捕鯨業および内水面漁業・養殖業を除く―）、一般の損害保険と同様な物損保険である養殖共済 [4)]（対象：魚類養殖業等）、漁獲共済と共通する収穫高保険の特定養殖共済 [5)]（対象：藻類・貝類養殖業等）、の 3 共済を中心とする漁業共済制度＝「Ｉ階」を前提とし、積立ぷらすを「2 階」として制度設計する。燃油価格高騰時のコスト対策＝漁業経営セーフティネット構築事業と結びつけ、総合的所得補償制度が成立したのである [6)]。

漁業共済制度を保険形式・資源管理方式を中心に整理した（**Table 2**）。無主物先占の先取り競争を規制する、資源管理型および TAC 制度を主とする漁獲共済にはすでに分析を加えた。持続的養殖生産確保法に基づき、「資源管理計画」を作成し「適正養殖可能数量」を設定・遵守する、養殖共済にも論及した。時期的には①1964 年以後の初発期、②旧積立ぷらすの 2008 年度からの「旧制度期」、③新積立ぷらすの 2011 年度から現在にいたる「新制度期」に、漁業共済は 3 大区分できよう。コスト対策はしばらく留保し、③に重点をおく本論の全体構成を前もって示しておけば以下のごとくである。

第 2 章において漁業経営政策をめぐる活発な議論を覚書風に整理し、研究史上ほとんど閑却されているかに見える [7)]「収入安定対策」を、言いかえれば漁業経営政策の 10 年間の足跡を、究明する重要性を指摘する。

「経営安定対策」は農業の戸別所得補償対策を横目ににらみながら、「水産庁始まって以来の大型事業」[8)] としてスタートしたが、「水産政策の改革」においては成長産業化を

*[1] Professor Emeritus of Tokyo University of Fisheries（Current Tokyo University of Marine Science and Technology），東京水産大学（現東京海洋大学）名誉教授

Table1　販売金額別経営体数―2018 年漁業センサス、海面漁業・養殖業―

		金額規模（万円）							共済対象		平均
	計	0～100	100～300	300～500	500～800	500～1000	1,000～	0～500	100～	300～	(百万円)
総　計	79,067	23,668	18,154	9,606	7,289	10,992	16,652	51,428	55,399	37,245	18
漁船非使用	2,595	1,775	627	108	51	71	14	2,510	820	193	2
無動力船	47	33	12	1	1	1	−	46	14	2	1
船外機	17.364	9,159	4,717	1,802	956	1,345	341	15,678	8,205	3,488	2
動力漁船	36,959	11,369	10,674	5,834	4,089	6,103	7,395	27,877	30,506	19,832	／
0～1 トン	2,002	1,361	501	90	39	43	7	1,952	641	140	1
1～10 トン	34,957	9,781	9,943	5,469	−	5,844	3,921	25,192	25,176	15,233	／
10～100 トン	4,515	224	228	275	408	715	3,073	727	4,291	4,063	／
100 トン～	401	4	2	−	−	1	394	6	397	395	／
定置漁業	3,236	341	601	457	318	518	1,324	1,399	2,895	2,294	／
サケ・大型	943	24	24	40	33	64	791	88	919	895	／
小　型	2,293	317	577	417	285	454	528	1,311	1,976	1,399	10
海面養殖	13,950	991	1,523	1,404	1,466	2,454	7,578	3,918	12,959	11,436	43
魚　類	1,392	39	43	31	260	49	1,230	113	1,353	1,310	／
ブリ	673	4	2	5	2	7	655	11	516	514	272
貝　類	4,798	400	507	437	511	886	2,568	1,344	4,398	3,891	／
ホタテ	2,496	40	119	151	230	430	1,756	310	2,456	2,337	27
海藻類	6,626	504	844	762	736	1,207	3,309	2,110	6,122	5,278	／
ノリ類	3,214	141	106	149	195	327	2,491	396	3,073	2,967	35
水産動物	292	27	41	35	41	70	119	103	65	224	／
クルマエビ	75	1	1	5	−	3	65	7	4	73	104
ホヤ類	167	24	35	24	28	47	37	83	143	108	7
真　珠	594	15	98	74	71	126	331	137	579	481	25
真珠母貝	248	6	40	65	77	116	21	111	242	202	7
沿岸漁業層	74,151	23,440	17,924	9,331	6,881(13.8)	1,0276(17.7)	1,3180(68.3)	50,695	50,711	32,787	13
中小漁業層	4,867	228	230	275	408	716	3,413	733	4,634	4,404	79
大規模漁業層	54	−	−	−	−	−	54	−	54	54	1,984

注1）沿岸漁業層：漁船非使用、無動力船、船外機、動力船 10 トン未満、定置漁業、海面養殖の合計
　　中小漁業層：動力船 10 トン以上 1,000 トン未満の各階層　　大規模漁業層：1,000 トン以上の各階層
　2）－：該当なし
出所：農林水産省『2018 年漁業センサス』第 1 巻

下支えする。第 3 章は漁業共済―3 共済―および積立ぷらすを考察するが、企業経営・家族経営の両者を内包する漁獲共済・養殖共済に第 1 節をあて、共済金額・契約率・積立件数・参加率等の重要共済事項を主要業種の内容にあわせて検討する。第 2 節は特定養殖共済を、漁獲共済・養殖共済と同様に究明し概括する [9]。これを手がかりに続稿において「資源管理計画」を地域実態調査によりあらためて分析することになろう。

第 3 節では残る漁業施設共済―4 共済―ならびに、共済団体独自の地域共済に関説する。沿海県の共済組合と再共済契約を交わし、政府とは保険険契約を結び、漁業共済制度の「扇の要」＝結節点の位置にある、漁業共済組合連合会 [10] ―以下、漁済連とする―の財務動向を第 4 章において検討する。それは漁業共済・積立ぷらすの概括的検討を踏まえて、水産政策に水産財政から接近する橋頭堡としての役割を果たすことになろう。重要であるにもかかわらず水産財政の研究は、従来きわめて手薄であった。事実上手つかずの状態にある財政分析に本格的に着手し、これまで留保してきたコスト対策にも論及し、本研究の総括的評価と展望の機会をえたい。

Table2　漁業共済の概要―3 共済―

共済形態	保険形式	部　門	企業形態	漁船規模・養殖種類	資源管理方式	比　較	コスト対策
漁獲共済	収穫高保険	漁船漁業	家族経営	10 トン未満	資源管理型	農作物共済	燃　油
			企　業	10 トン以上	TAC 制度	蚕繭共済	
		定置漁業	家　族	小型定置	資源管理型		
			企　業	サケ・大型定置	同　上		
特定養殖共済	収穫高保険	養殖業	家　族	ノリ類、ホタテ、特定カキ等	持続的養殖生産確保法		燃　油
養殖共済	物損保険	養殖業	企業・家族	ブリ類、マダイ、マグロ、カキ等	同　上	火災保険 生命保険	配合飼料 燃　油

1）ノリを含む海藻類の自給率目標が 74%、飼餌料を含む魚介類全体が同じく 64%である。
2）2007 年の農政改革三対策において品目横断的経営対策を導入し、2007 年度農水省予算では米政策改革として水田・畑経営所得対策を計上し、2010 年度から戸別所得補償制度を創設した。予算総額 5,618 億円、そのうち水産業には資源管理・漁業所得補償対策 102 億円を掲げる［神山 安雄（2012）］。
3）小野（2015）注 10 参照。世界でも類例のない制度と言われる収穫高方式は、農作物共済（産繭共済）に先例があるが、それと漁業共済との相違は価格（P）にある。米を基軸とする農作物では、食管制度下、米価（P）は周知のごとく公定価格であった。ところが漁業共済の魚価（P）は種々の魚種（Q）からなり特定できないうえ、変動が激しい。また高度成長期の魚価上昇趨勢において、漁獲金額増加に対する期待が大きく、漁業者の共済需要に漁獲高方式が即応できた。最高限度の補償基準として共済限度額が着想され、同時に事故判定基準となった。もちろん共済制度が漁協系統組織の一環として成立し、漁獲物販売体制が整備されたことは重要である。例えば特定養殖共済の中心であるノリ類養殖業において共販の役割は大きい［水産庁（1987）第 1 巻・中里 久夫「編纂にあたって」、pp.769～774］。
4）養殖共済は 1964 年ノリ、カキ、真珠、真珠母貝から始まり、65 年ハマチ（1 年魚）、73 年ホタテ貝（1 年貝）、75 年タイが加わった［水産庁（1987）第 1 巻 pp.57～69］。
5）1988 年ノリ養殖業のみが分離・独立しスタートした特定養殖共済は、80 年ノリ養殖業・浮流し養殖法が加わり、90 年ワカメ・コンブが漁獲共済から、95 年ホタテ貝・真珠母貝が養殖共済から移行した。98 年モズク養殖業―以後、ノリ類養殖業とする―、また 2012 年、農水大臣指定による特定カキ（宮城・岩手）が養殖共済から移行した。同年新規に、水産動物養殖業（クルマエビ・ウニ・ホヤ）が加わり、同時にトリ貝等を既存のホタテ貝に追加した（出所・注 4 に同じ）。
6）小野（2019）pp.33~35、同（2015）pp.22～23。
7）管見の限り 6）の小野 2 論文しか見当たらない。
8）木島 利通（2011）p.21。
9）ノリ類養殖業に一言しておく。それは主要業種中最高の漁業共済加入率を続け、生産額が 1,000 億円をこえる、ブリ類養殖業・マグロ漁業と並ぶ重要業種である。漁家経営を代表し特定養殖共済の中心に位置する。
10）沿海地区漁協の出資により都道府県単位に共済組合を組織し、その出資により中央団体である全国漁業共済組合連合会を組織する。漁業者と漁業共済組合（県）との間に共済契約（元受）が成立したときには、共済組合と全国漁業共済組合連合会との間に再共済契約が成立し、さらに漁済連と政府との間に保険契約が成立する。共済組合に出資した地区漁協の組合員であることが、共済加入の原則である（沿海県の 19 県に共済組合が、20 県に事務所がおかれ、後者には全国合同共済組合が本所として東京にある）。

第 2 章　「収入安定対策」研究管見―対象・階層・範囲―

叙上のごとく課題を設定して研究動向を大観すると、「新制度」をめぐっては「旧制度」のスタート時から学会シンポジウム等を通じ様々な議論がたたかわされ [1]、新制度発足時には政策当事者による説明も行われた [2]。その詳細に立ち入る必要はなかろうが、主要な論点を指摘すれば以下のごとくである [3]。

ここでの議論は水産政策全般ではなく漁業経営政策に限られるが、公共・ハードから非公共・ソフトへ、金融から財政へが政策転換の基本的ベクトルであった。全般的特徴として農政の後追い傾向、財政資金の直接的投与、単年度消化ではなく基金積立方式へ、地方分権化―県の役割―の高まり等の諸点を指摘できよう。シンポジウムテーマとして漁業経営政策、燃油価格対策、多面的機能対策、価格政策等が議論された。個別政策が各論にとどまり、政策相互間を関連づけるグランドデザイン、言いかえれば日本漁業の成長産業化、資源管理の高度化、漁業後継者の育成・確保といった直面する政策課題を、体系化・全体化・整合化できないまま終わったことが最大の難点であった。

WTO 体制では農業において「旧制度」の代表である価格政策が後景に退くが、もともと価格政策不在であった日本水産業にあっては、価格安定を目標とするにしても、これをどのように位置づけるかは容易ではない。日本では財政支出が直接的に、コスト対策と組み合わされた「収入安定対策」―漁業共済・積立ぷらす―および、多面的機能対策等に投与された。それは「小さく生んで大きく育てる」[4] 漁業経営政策として、「前向きに評価されるべき性格のものであった」と見なされよう [5]。

これまで保留してきたが、「収入安定対策」が「旧制度」から「新制度」へ飛躍する過程において、経営政策の対象をどの階層・範囲に絞るか議論が交わされている。対象が全漁業者の I 割前後に矮小化されるという見方 [6] が一方にあり、他方、所得上下層を除く「中間層を選択的に支援する政策」[7] との評価もある。ところで 2017 年度に漁獲共済の義務加入制度を見直し、すでに設定していた操業日数・90 日超の要件に加え、200 万円超の金額を追加した。2 号漁業の義務加入者は 1～100 トンの動力漁船、90 日超、200 万円超の 3 要件のすべてに該当しなければならない [8]。

煩雑にわたるかもしれないが、もともと低事故災害中心に運用されていた漁業共済制度が、いかなる階層の漁業者を資源管理・漁業経営安定政策の対象として把握するかは、

水産政策として重要論点にほかならない。センサスと漁業共済の金額区分にズレがあり面倒であるが、**Table 1** より海面養殖業では、①100 万円以上の経営体・12,959 を上限、300 万円以上・11,436 を下限とする [9]。②漁船漁業では同様に、動力船 1～100 トンの上限＝29,468（25,177＋4,291）下限＝19,297（15,234＋4,063）に定置漁業の上限・下限を加える。①②を合算すれば漁業共済の対象経営体数が上限＝45,322（12,959＋29,468＋2,895）、下限＝33,027（11,436＋19,297＋2,294）の範囲にあることがわかる [10]。それは総経営体数 79,067 の 41.8～57.3%に相当する。同様に沿岸漁業層 74,151 には 39.1～55.3%となる [11]。

上限を 100 万円以上と考えれば、上層と下層を除いた中間層のおよそ 4 割から 5 割半ば＋α を「効率的・安定的な漁業経営」として把握していることになる。「収入安定対策」は資金投与＝財政政策を含む本格的経営政策に踏み出したのである [12]。

1）第 35・36 回北日本漁業経済学会シンポジウム、『北日本漁業』 第 35・36 号（2007・2008）。『漁業経済研究』54 巻 2 号（2009）。
2）森 健（2011）。
3）宮澤 晴彦・大谷 誠（2009）。この「大会後記」は、コーディネーターの解題、報告論旨、コメンテーターの発言、総合討論を、適確・包括的に、「シンポジウム全体の流れをできるだけ遺漏のないようにフォロー」（p.89）した優れた「後記」である。「まとめ」（pp.89～90）も締めくくりとして有益である。
4）長尾 学（2009）p.23。
5）前掲宮澤・大谷（2009）p.89。
6）加瀬 和俊（2009）p.5。もっとも同氏は総合討論において、同シンポジウムを「…同時にそれは“小さく生んで大きく育てる”ための条件を探ることでもあった」［前掲宮澤・大谷（2009）p.88］。そのうえで「…今後は政策展開の条件が大きく変わる（拡大する？）可能性があると述べ」る（同・p.88）。
7）上田 克之（2008）p.32。同論文において宮崎 隆氏は「新しい漁業経営安定対策は『中間層支援策』であった。」（同・p.32）と紹介されている。上田論文は「経営安定対策から漏れた層のセーフティネット」（同・p.34）にも論及するが、漁業経営安定対策は、所得最下層に属する採貝採藻も漁獲共済の 1 号漁業として視野に収めている。
8）水産庁漁業保険管理官（2017）p.5・13・68。
9）200 万円超をセンサス区分の 300 万円以上に適用する。
10）沿岸漁業層では上限＝41,031（12,959＋25,177＋2,895）、下限＝28,964（11,436＋15,234＋2,294）となる。
11）45,322÷79,067＝0.5732、33,027÷79,067＝0.4177。41,031÷74,151＝0.5533、28,964÷74,151=0.3906。
12）廣吉勝治（2008）p.4 は、「…『ぎょさい制度』という保険制度の上乗せ的措置としたことから、経費補償の建前に基づき限度額率等の割引のあること」という、財政補助を指摘すると同時に、「真に経営所得の補填機能は果たして機能し得るのであろうか」、と直接に疑問を投げかける。

しかし「…階層上位にある経営でもなければ下位の経営でもなく、一定の水揚規模を有する主業的『中間層』である…特に所得水準の下限を経営選抜として政府行政が示したことは大変重要な問題である…経営政策の主対象として中核的漁業経営層を明確に定めたことで担い手育成の意義が明らかになったことは、大いに評価できる。」と指摘する。

第 3 章　漁業共済制度・積立ぷらすの検討
第 1 節　漁獲共済・養殖共済

漁業共済制度は漁獲共済・養殖共済・漁具共済によって創業され、66 年度まではノリ養殖共済が純掛金の過半をしめていたが、67 年、創設時からの課題であった「国の保険」が実現する。ノリ養殖共済に対する懸案であった収穫高保険方式は特定養殖共済として 74 年度から試験実施（集団補償方式）され、1988 年から本格実施（個別補償方式）に移された [1]。2011 年 4 月「新制度」の発足以来、ほぼ 2018 年度（2019 年 2 月末）までの 8 年間における、漁業共済―漁獲共済・特定養殖共済・養殖共済の 3 共済―の主要項目データの累計値を取り出し（**Appendix Table 3** を参照）、関連項目の重要比率を **Table 3** に示した。

表側の総計②は 3 共済を網羅しその平均と見なされる。総計①は養殖業と 10 トン未満の沿岸漁船漁業、言いかえれば沿岸漁業部門 [2] を表現する。漁獲③はすべての動力船漁業と定置漁業の合計である。漁獲④は 10 トン未満の沿岸漁船漁業を指す。①／②は海面漁業・養殖業全般にしめる沿岸漁業部門の地位を、④／①は沿岸漁船漁業の、定置漁業を含む沿岸漁業部門にしめる地位を表現する。基本表である **Table 3** には海面漁業の主要な漁業種類および、養殖業（漁業共済では 2 分野）を掲げるが、前者はすべて 10 トン未満＝沿岸部門の計数である。累計値なので時系列的変化は追求できないが、以下、まず漁獲共済・養殖共済を概括し、次に特定養殖共済を検討し、最後に漁業施設共済―4 共済―および地域共済に関説しよう。

漁獲共済・養殖共済の引受件数 114,843［**Appendix**：総計②－特定養殖共済計－養殖共済計（217,409－58,656－43,910）］は、総計②の過半を制する。企業経営を含む両者の共済金額は 24,525 億円・12,234 億円、それぞれ総計②の 56.8%・27.9%をしめる。

加入率は共済組合―各県―において、漁業種類ごとに対象金額と共済限度価額を集計し、その割合を計算するが [3]、トン数階層別に主要業種を一覧すれば、それは全般に 5、6 割をこえ、7～9 割にも達する（**Table 4**）。例外的な採貝採藻の（天然）ワカメ＝6.9%は事情不明である。ノリ類等とコンブが 100%をこえ、加入率の全般的高位のなかで特定カキの比較的低位が目をひく（養殖共済のカキ＝86.9%）。

20～100 トンの一般つり＝34.0%も際立って低い。10 トン未満・10～20 トンのホタテ貝桁網、10～20 トンの船曳網は100%をこえる。養殖共済では 1 年魚タイ＝31.8%、3 年魚カンパチ＝50.1%が目をひくが、未成魚または販売が理由であろう。

Appendix Table3　区分別・共済事項別・漁業種類別契約実績―2011～2018 累計―

区分		漁業共済								積立ぷらす				
共済事項		A	B	C	D	H	X	I	J	A’	C’	I’	J’	C’+X
		引受件数	共済限度額	共済金額	国庫補助額	追加補助額	純共済掛金	支払件数	支払共済金	積立件数	漁業者積立額	払戻件数	払戻補填額	積立金+純掛金
総計①		197,918	4,380,253	3,126,389	90,578	33,645	129,248	58,175	88,056	154,598	109,067	66,562	135,036	238,315
総計②		217,409	6,722,571	4,378,112	117,839	48,368	171,599	63,717	118,504	173,445	156,500	74,834	194,693	328,099
特定養殖		58,656	922,557	702,056	32,620	9,823	43,138	13,760	21,140	57,453	24,670	20,658	29,393	67,807
養殖計		43,910	1,935,657	1,223,468	16,456	6,308	26,571	7,627	15,620	15,266	36,149	4,248	22,798	62,719
①／②		91%	65%	71%	77%	70%	75%	91%	74%	89%	70%	89%	69%	73%
漁獲③		114,843	3,864,356	2,452,587	68,773	32,237	101,890	42,330	81,744	100,726	95,682	49,928	142,501	197,572
漁獲④		80,279	787,455	595,837	22,169	6,871	29,363	31,939	25,369	64,724	14,930	33,202	24,701	44,293
④／①		41%	18%	19%	24%	20%	23%	55%	29%	42%	14%	50%	18%	19%
沿岸	採貝採藻・タ	1,590	112,330	96,339	4,472	1,233	5,728	714	5,933	1,889	2,745	846	4,531	8,472
沿岸	小型合併・チ	71,100	533,831	388,088	14,230	4,548	18,946	27,479	14,321	54,725	9,464	27,640	15,680	28,410
沖合遠洋	底曳網・ツ	3,616	89,985	71,868	1,745	529	2,302	2,065	2,658	4,865	1,347	2,822	2,013	3,648
沖合遠洋	船曳網・テ	579	10,705	8,190	422	147	607	246	628	544	310	305	531	916
沖合遠洋	イカつり・ト	45	387	341	15	5	22	16	28	40	8	21	15	29
沖合遠洋	サンマ棒受網・ナ	26	1,087	435	25	7	31	17	45	22	12	15	36	43
沖合遠洋	まき網・ニ	62	3,351	2,440	121	36	167	28	189	59	71	32	162	238
沖合遠洋	カツオマグロ・ヌ	44	1,501	969	21	6	30	9	10	41	22	12	22	52
定置	サケマス定置	4,822	396,326	338,521	1,117	359	17,112	1,566	16,540	7,579	17,358	3,509	29,646	34,470
定置	大型定置	2,776	244,536	191,558	10,680	6,388	8,643	749	6,131	2,587	12,270	1,424	22,691	20,913
定置	小型定置	7,475	93,724	74,950	5,409	3,159	4,421	2,534	3,257	6,989	3,691	3,571	5,805	8,113

注 1）A,B,C,D,H,I,J,A',C',I',J'：2011～18（2011.4～2018.2）年累計値
2）X：漁済連『事業報告書』2011～17 年度より算出
3）単位：百万円
4）他は Table3 と同じ
出所：Table3 と同じ

Table3　区分別・共済事項別・漁業種類別契約実績―2011～2018 累計―

区分		漁業共済						積立ぷらす	1件当たり				
共済事項		C／B 契約割合	D／X 国庫補助率	H／X 追加補助率	H／D ネ	X－D－J 収支差	I／A 事故率	A’／A 参加率	H／A 追加補助	X−D−J/A 収支差	C’／A’ 積立額	J／I 支払共済金	J’／I’ 払戻補填額
総計①		71	70	26	37	-49,386	29	78	170	-250	705	1,514	2,029
総計②		65	69	28	41	-64,744	29	80	222	-298	902	1,860	2,602
特定養殖		76	76	23	30	10,613	23	98	167	-181	429	1,536	1,423
養殖計		63	62	24	38	-5,505	17	35	144	-125	2,368	2,048	5,367
①／②		－	－	－	－	－	－	－	76%	－	78%	81%	78%
漁獲③		63	67	32	47	48,626	37	88	281	-423	950	1,931	2,854
漁獲④		76	76	23	31	-18,175	40	81	86	-226	231	794	744
④／①		－	－	－	－	－	－	－	51%	－	33%	52%	37%
沿岸	採貝採藻・タ	86	78	22	28	-4,678	45	119	776	-2,942	1,453	8,310	5,356
沿岸	小型合併・チ	73	75	24	32	-9,605	39	77	64	-135	173	521	567
沖合遠洋	底曳網・ツ	80	76	23	30	-2,102	57	135	592	-581	277	1,287	713
沖合遠洋	船曳網・テ	77	70	24	35	-443	42	94	254	-765	569	2,551	1,740
沖合遠洋	イカつり・ト	88	71	23	32	-22	36	89	110	-491	189	1,771	695
沖合遠洋	サンマ棒受網・ナ	40	79	23	29	-39	65	85	278	-1,500	563	2,675	2,376
沖合遠洋	まき網・ニ	73	73	22	30	-143	45	95	583	-2,314	1,210	6,752	5,058
沖合遠洋	カツオマグロ・ヌ	65	71	20	29	-2	20	93	138	-35	535	1,143	1,833
定置	サケマス定置	85	7	2	32	-545	32	157	74	-113	2,290	10,562	8,449
定置	大型定置	78	124	74	60	-8,172	27	93	2,301	-2,944	4,743	8,185	15,935
定置	小型定置	80	122	71	58	-4,244	34	93	423	-568	528	1,285	1,649

注 1）A,B,C,D,H,I,J,A’C’,I’,J’,X：Appendix 参照。計数は同表より算出。
2）総計①：特定養殖共済＋養殖共済＋10 トン未満の沿岸漁業部門
3）総計②：漁獲共済＋特定養殖共済＋養殖共済
4）漁獲③：動力船漁業＋定置漁業
5）漁獲④：10 トン未満の漁船漁業（沿岸漁船漁業）
6）沖合遠洋部門（ツ～ヌ）：10 トン未満の漁船漁業のみの計数
7）ネ（H／D）：追加補助額／国庫補助額
8）単位：1 件あたり→千円、それ以外→百万円または%
出所：漁済連調査

Table4　トン数階層別・漁業種類別加入率（%）

採貝採藻・計	91.6	100 トン以上・計	94.9
コンブ	71.7	一般底曳網	95.8
ワカメ	6.9	カツオマグロ	80.8
アワビ	67.3	一般まき網	101.3
10 トン未満・計	91.6	サンマ棒受網	103.9
一般底曳網	77.5	イカつり	97.5
ホタテ貝桁網	145.2	カニかご	80.8
船曳網	113.3	定置漁業・計	87.8
スケトウ刺網	87.5	サケ定置	94.2
カニかご	75.5	大型定置	87.6
小型合併・計	58.3	小型定置	67.5
底曳型	61.3	漁船漁業・計	84.8
一般型	53.2	漁獲共済・計	84.4
船曳型	72.6	特定養殖共済・計	93.8
		ノリ類等	104.6
10～20 トン・計	89.3	ワカメ	79.6
一般底曳網	83.4	コンブ	109.0
ホタテ貝桁網	106.4	ホタテ貝等	83.0
船曳網	102.2	特定カキ	67.6
一般まき網	85.0	養殖共済・計	83.7
イカつり	80.0	1 年魚タイ	31.8
カツオマグロ	91.7	2 年魚タイ	82.1
		3 年魚タイ	103.3
20～100 トン・計	89.3	1 年魚カンパチ	88.3
一般底曳網	92.7	2 年魚カンパチ	89.0
船曳網	87	3 年魚カンパチ	50.1
カツオマグロ	70.8	2 年魚マグロ	87.0
一般まき網	90.8	3 年魚マグロ	79.2
サンマ棒受網	102.5	4 年魚マグロ	84.8
一般つり	34.0	カキ	86.9
		サケマス	83.1

注1）　漁船漁業：定置漁業を含み採貝採藻を含まない
　2）　2019 年度　　3）マグロ→クロマグロ
出所：漁済連『魚種別対比表』2019 年 4 月～20 年 3 月

水産庁は漁業共済・漁業収入安定対策事業の加入率（生産金額ベース）を公表[4]している。2020 年 3 月末において前者の加入率＝81%（事業創設年度・2012 年 3 月末＝66%―岩手・宮城・福島県を除く―）、後者の加入率＝77%（同＝55%）、前者の加入件数＝28,261 件（2012 年＝23,576 件）、後者の加入件数＝25,519 件（同＝17,816 件）である。後者の目標値 90%にかなり近づいていると言えよう。

引受件数に対する支払件数の割合を事故率（I／A）と称するが、漁業共済全般としても沿岸漁業としても 30%を割る。高率順にサンマ棒受網→底曳網が 60%前後、まき網・採貝採藻が 45%である。養殖業は 20%前後であるが、漁船漁業になると 40%に上昇する（漁獲④）。積立ぷらすの積立件数 17.3 万件および、漁業共済の引受件数 21.7 万件に対する参加率 80%（総計②）、前者と参加率が積立ぷらすの骨格である。採貝採藻では 100%をこえ[5]、小型合併が例外的に 80%をきる以外、おおむね 90%前後である。養殖業のあまりの低さ（35%）は、積立ぷらすが出荷魚のみを対象とするからである。

ところで漁業共済の引受件数 21.7 万件のうち、小型合併が 7.1 万件、沿岸漁船漁業（漁獲④）の 88.6%をしめる。**Table 5** は部門別・トン数階層別の 2020 年純共済掛金追加補助契約の、対象となる 1 月末現在の集計値である。念のため漁済連『事業報告書』2019 年度により確かめよう。

それによれば養殖計＝13,876、定置漁業＝1,854、総計＝28,273、それぞれの該当部門の 9 割前後をカバーする。掛金補助の対象とならない契約割合・30%未満はすべてが動力船 100 トン以上、**Table 5** に戻り沿岸漁業および総計により全般的傾向をみると、契約割合・80～100%が 6 割を上回る。漁獲共済では国庫補助対象外の 100 トン以上船 352、同じく対象外の契約割合・30%未満に 208、すべてが 100 ト

Table5　契約割合別・階層別部門別引受件数―2018 年度―

階層別 部門別	契約割合									
	30%未満		30%～50%		50%～80%		80%～100%		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
採貝採藻	－	－	7	4%	6	3%	171	93%	184	100%
小型合併	－	－	1,350	17%	1,200	15%	5,247	67%	7,797	100%
10 ﾄﾝ未満	－	－	1,588	18%	1,619	18%	5,802	64%	9,009	100%
10 ﾄﾝ以上 20 ﾄﾝ未満	－	－	496	28%	435	18%	868	48%	1,799	100%
20 ﾄﾝ以上 50 ﾄﾝ未満	－	－	72	31%	76	33%	85	36%	233	100%
50 ﾄﾝ以上 100 ﾄﾝ未満	－	－	24	24%	13	13%	62	63%	99	100%
100 トン以上	208	59%	45	13%	39	11%	60	17%	352	100%
漁船漁業計	208	2%	2,225	19%	2,182	19%	6,877	60%	11,492	100%
サケ定置	－	－	49	8%	64	11%	477	81%	590	100%
大型定置	－	－	75	21%	73	21%	203	58%	351	100%
小型定置	－	－	132	15%	104	12%	621	72%	857	100%
定置漁業計	－	－	256	14%	241	13%	1,301	72%	1,798	100%
養殖業	－	－	1,686	14%	2,665	22%	7,574	64%	11,925	100%
漁船漁業	208	2%	2,225	19%	2,182	19%	6,877	60%	11,492	100%
総計	208	1%	5,524	17%	6,294	19%	21,170	64%	33,196	100%
沿岸漁業	208	1%	2,481	19%	2,423	18%	8,178	62%	13,290	100%

注1）令和 2 年（2020）1 月時点収入において、安定対策事業の掛金追加補助の対象となった契約を集計
　2）養殖業：特定養殖共済＋養殖共済
　3）沿岸漁業：採貝採藻＋小型合併＋10 トン未満（前 2 者を含まない）＋定置漁業計＋養殖業計
　4）漁船漁業計：採貝採藻、小型合併を含まない
　5）総計：漁船漁業計＋採貝採藻＋小型合併＋定置漁業計＋養殖業計

出所：漁済連調査

Table6　国庫補助額・補助率

区分	2011 年度			2015 年度			2017 年度			2019 年度		
	純共済掛金	国庫補助額	補助率	純共済掛金	国庫補助額	補助率	純共済掛金	国庫補助額	補助率	純共済掛金	国庫補助額	補助率
漁獲共済	11,560	7,896	68.3%	12,755	8,621	67.6%	13,386	9,039	67.5%	14,963	9,973	66.6%
特定養殖共済	4,744	3,609	76.1%	5,303	4,020	75.8%	5,950	4,480	75.3%	6,931	5,191	74.8%
養殖共済	2,682	1,694	63.1%	3,440	2,135	62.1%	3,838	2,392	62.3%	4,348	2,682	61.6%
漁業施設共済	417	159	38.2%	647	227	35.1%	657	246	37.4%	672	251	37.3%
合　　計	19,404	13,358	68.8%	22,145	15,003	67.7%	23,830	16,157	67.8%	26,915	18,097	67.2%

注 1）補助率：国庫補助額／純共済掛金
注 2）単位：百万円・％

出所：漁済連『事業報告書』該当年次

ン以上船である。定置漁業、養殖業には契約割合・30％未満がない。小型合併、採貝採藻を含む 10 トン未満船（引受件数・7,981）においては、補助対象外の契約・30％未満はゼロである。補助対象となりうる契約・30～40％の真珠母貝養殖業・真珠養殖業はわずかしか存在しない。

1 件あたり積立ぷらすのサケ定置・大型定置の払戻補填額（J'／I'）では、概して漁業共済の支払共済金（J／I）の方が高額である（**Table 3**）。1 件あたり計数は内部に漁家と企業の階層差があれば当該階層の平均を表現することになる。小型合併・採貝採藻・小型定置といった沿岸業種と、沖合・遠洋にもまたがり、10～100 トンの規模格差がある主要業種との相違である。積立ぷらすの漁業者積立額（C'）では、沿岸漁業と漁業全般の開差が 70（**Table 3**・①／②）、沿岸漁船漁業との開差が 14（同・④／①）であるのに対し、1 件あたり積立額では 78 と 38 となる。前者は互角に近いとも言えようが、後者では大差がつく。

共済掛金には共済金支払―事業部門―にあてる純共済掛金と、事業運営―管理部門―に必要な付加共済掛金がある[6]。純共済掛金と国庫補助率を対比させると（**Table 6**）、純共済掛金は2011＝194.0 億円から 2019＝269.2 億円へ 38.7％増であるのに対し、同時期の 4 共済の補助額 133.6 億円から 181.0 億円の 35.5%増、ほぼ並行する。漁業施設共済以外の 3 共済の補助率は 60、70%台に及ぶ。純共済掛金に対する国庫補助額は漁業者に対する国の直接支払である。

第 2 節　特定養殖共済

特定養殖共済の累計引受件数（A）58,656（2019 年度 8,215）は、3 共済総計②＝217,409 の 26.9％（同 28,273 の 29.0%）、同様に共済金額では 702 百万円（2019 年度 117 百万円）、16.0％（17.0%）を占める。契約割合（C／B）76％は、養殖共済・3 共済平均とは約 10％高位にある。1 件あたり積立額（C／A）が小さく、参加率（A'／A）が 100%に近くきわめて好調である（**Table 3**）。

共済に対する保険料＝純共済掛金（X）から国庫補助額・支払共済金（J）を控除した 1 件あたり収支差（X－D－J／A）は、漁業者サイドからの共済収支であるが、低位である。積立件数、国庫補助率（D／X）はほぼ同様に高位にあるが、その反面として、おおむね養殖業を含め主要業種は国庫補助額に占める追加補助額の比率が低く（H／D）、追加補助率（H／X）も低い[7]。バラツキの激しい 1 件あたり追加補助額も比較的小さい。事故率は養殖共済と漁船漁業の中間にある（総計①②）。

収支差からさらに追加補助額を控除した保険収支は、漁業者にとりいっそう有利になる。保険経営においては収支相等の原則が最大原則とされる[8]が、特定養殖共済においては原則から甚だしく逸脱し、養殖漁家に大きく裨益する。漁業共済制度が経営収支の改善・向上を直接的目標とはしない―それは別個の政策課題である―ことは既述したが、保険原則からの背反は逆に、非営利の政策保険として、言いかえれば経済政策保険として、漁業共済制度・積立ぷらすが機能していることを物語っていよう。

総じて特定養殖共済は契約割合が高く、積立ぷらすに対する参加率が驚異的である。「収入安定対策」の寄与と成果が確認できよう。収支差が見劣りするとはいえ、特定養殖共済の黒字額は大きい[9]（後掲 **Table 10**）。

第 3 節　漁業施設共済および地域共済

残る漁業施設共済および地域共済を漁済連は 1995 年に創設した。ともに物損保険であり、「新制度」スタート時の 2013 年の動向を垣間見られるが[10]、ここでは **Table 7・8** に最近年＝2019 年度のデータを掲げた。前者は養殖共済・特定養殖共済から、養殖生物とのセット加入が義務である、養殖施設に係る共済を分離した。国との関係は 3 共済と変わらず、漁獲共済・特定養殖共済・養殖共済とともに 4 共済と言われる。填補方式には全損方式と分損方式がある。

前者はすべてが全壊または流失した場合において、後者は損壊割合が 30％以上の時に支払対象となる、定置網・まき網漁業では漁獲共済において、養殖施設では養殖共済・特定養殖共済において、純共済掛金の国庫補助が受けられる[11]。漁業施設共済の引受件数の 98％までを養殖施設（浮流し・延縄・杭打ち・イカダ・網いけす）が占め、契約割合が 7 割をこえる。国庫補助率は全般に 3、4 割程度、純共

Table7　漁業施設共済―2019 年度―

区分	引受件数	共済限度額	共済金額	純共済掛金	D	契約割合	純共済掛金率	国庫補助率	共済金額/件
	A	B	C	X		C／B	X／C	D／X	C／A
養殖施設	27,601	12,828	9,152	273	119	71.3%	3.0%	43.5%	331
定置網	449	17,769	9,252	360	113	52.1%	3.9%	31.3%	20,605
まき網	22	525	150	38.1	17.5	28.6%	11.7%	45.9%	6,818
計（Y）	28,072	31,123	18,555	672	251	59.6%	3.6%	37.3%	660

注 1）D：国庫補助額
注 2）単位：共済金額／件→千円、他は百万円・%

出所漁済連『事業報告書』2019 年度

Table8　地域共済―2019 年度―

区分		休漁補償		分損特約	種苗特約	総計
		計	定置	計	計	
調査件数	F	6,404（73）	614（7）	661（8）	1,065（12）	8,744
対象金額	E	24,536（7）	4,103（3）	115,488（80）	785（1）	144,912
引受件数	A	1,026（84）	48（4）	30（2）	169（14）	1,225
共済限度額	B	7,189（48）	420（3）	7,446（50）	265（2）	14,902
共済金額	C	7,189（59）	420（3）	4,797（39）	265（2）	12,252
共済金額/件	C／A	700（－）	875（－）	24,820（－）	1.9（－）	169
加入率	B／E	29.3%	10.2%	6.1%	33.7%	10.5%
契約割合	C／B	100%	100%	64.4%	100%	82.2%

注1）分損特約：網いけす分損特約
　2）種苗特約：養殖種苗災害特約
　3）加入率：共済限度額／対象金額
　4）カッコ内：総計＝100 に対する比率
　5）単位：共済金額／件：千円、他は百万円、%

出所：前掲『漁種別対比表』、漁済連『事業報告書』2019 年度

済金掛金率がまき網以外 3%台、1 件あたり共済金額は、ダントツの定置網のほかバラツキが激しい[12)]。

地域共済は漁済連の任意事業として、漁業共済組合―各県―が自主的に地域共済事業を実施する。①休漁共済②分損共済③種苗共済からなり、①は漁獲共済と、②は養殖共済と、③は特定養殖共済とセットで加入する。①が引受件数の 70%をこえ、共済金額では 60%近く、主部をしめる。契約割合が②以外 100%、自主的な任意事業なので国庫補助はつかない。①は 2 号漁業を対象とし、漁船漁業が大部分、定置漁業のシェアは 3，4%程度である。

②の対象は網いけすが 6 台（特約＝9 台）以上、養殖共済では填補対象とならない損害割合 15%（低損害填補特約＝10%）未満の損害の場合である。①では台風・低気圧・津波といった自然損害や、赤潮による網いけすごとの損害割合が 80%以上のとき共済金を支払う[13)]。

①②は前史があるが、2015 年度に新設されたばかりの③は、東日本大震災において生産用種苗も被災し、その損害を補償すべく創設された。岩手・宮城県のホタテ貝・特定カキ類・ホヤを種苗期まで遡って対象とする。全養殖期間がホタテ貝は 1～2 年、カキ類は 1 年半～3 年に及ぶが、特定養殖共済に契約割合 75%以上で加入し、地震・噴火・津波により養殖施設に垂下した種苗に損害が生じたとき、特定養殖共済の共済限度額の 20%を上限として共済金を支給する。

1）漁具共済（定置網・まき網・流し網）は、1995 年漁業施設共済の創設により継承される。水産庁（1987）第 1 巻 pp.172~217、253～254、449～452、503～509、p.247、374 など、第 3 巻 p.65、pp.106～109。2011～18 年度の累計値をベースとする **Table 3** と、2011～2013 年のデータに依拠する小野（2014ｂ）とは細部にズレがあるが、とくに断らない。

2）2011 年から沿岸漁業の漁獲量は船曳網漁業、その他の刺網漁業、定置網漁業、その他の網漁業、その他の延縄漁業、引縄釣漁業、その他の釣漁業、採貝採藻漁業の漁獲量合計をいう。2007～2010 年までのトン数階層別漁獲量は推計値である［農林水産省（2013）p.13］。ここでは 2018 年センサスの沿岸漁業層―「漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船 10 トン未満、定置網、海面養殖業の各階層を合わせたものをいう」［農林水産省（2020）p.5］―の定義に従う。

3）加入率は引受件数／調査件数でも算定できるが、以下では共済限度価額／対象金額による。

4）水産庁・令和 2 年 6 月 25 日「漁業経営安定対策の実施状況（令和 2 年 3 月末現在）について」（2020. 10.28 インターネット）は、燃油 114%（年間燃油申込数量／全国の推定年間燃油使用量）、配合飼料 113%（年間申込数量／同年間生産量）なので 100%としている。2011 年 3 月末では燃油＝32%、配合

飼料＝22%である。2020 年 3 月末の加入件数は、燃油＝29,641 件（2011 年 3 月末＝3,258 件）、配合飼料＝1,562 件（同＝205 件）である。

5）漁獲共済の採貝採藻は、漁業者全員が義務加入手続きを行う漁協自営契約、または漁業者全員加入の団体契約であるが、積立ぷらすは個人単位の加入なので後者が前者を上回ることが生じる。

6）長期継続申込特約に加われば、純共済掛金は契約 1 年目＝10%割引、契約 2・3・4 年目から 20%割引となる。4 年経過後の自動更新 1 年目からは毎年 20%割引である［漁業共済組合連合会（2012）p.8・14・19］。

7）純共済掛金から法定補助を差引き、さらにその残額を追加補助する［小野（2015）p.29、漁業共済組合連合会（2012）p.20］。

8）小野（2015）p.25、真屋 尚生（1991）。

9）主要年度の特定養殖共済の損益を掲げておく。2015＝2,366、2017＝1,815、2018＝778（漁業共済組合連合会「事業報告書」、単位・百万円）。

10）小野（2015）pp.22～23。

11）水産庁（1987）第 1 巻 pp.192～207、第 3 巻 pp.106～109。水産庁漁業保険管理官（2012）p.65。

12）漁業施設共済の支払共済金の上限は共済価額（契約割合・100%）および、定置網＝6,000 万円、まき網＝1,000 万円である。

13）休漁共済の補償限度額は共済限度額の 10%（3,000 万円を上限）、または 5%（1,500 万円を上限）である。

第 4 章　水産政策の転換

所得補償対策は「収入安定対策」に依拠するが、漁業者・共済組合・漁済連・国から構成される共済制度の支出・収入を段階別に **Table 9** に示した。結節点に立つ漁済連は、元受の漁業共済組合（県）と純再共済掛金・再共済金との収支決済[1]を、政府（特別会計）と保険料・保険金の収支決済を行う。**Table 10** には 2011 年度＝「新制度」に転じて以来、2019 年度までの漁済連の損益を掲げた。2016 年度（56.8 億円の剰余）までの好調が 17 年度＝3.5 億円・収支トントンとなり、19 年度には－14.0 億円に転落する。管理部門はもともとわずかの黒字となるように設計されているので、事業部門収支が損益に直結する。2019 年度赤字の原因は事業部門の収益＝443 億円に対して、費用増加＝460 億円に基づくが、2017 年度までの黒字、18 年度 8.5 億円の赤字、19 年度＝－14 億円の大幅赤字であることが判明する。

2019 年度の事業部門の収益・費用に立ち入ると（**Table 11**）、漁獲共済が 14 億円の赤字の 2 倍以上、35 億円の赤字を計上する。それは特定養殖共済＝13.6 億円、養殖共済＝2.5 億円等では埋め合わせることができない。どの共済区分においても、事業部門の主な収益・費用は純再共済掛金と再共済金であるが、漁獲共済の－50 億円が 23 億円の赤字の主部をしめる。

事業部門の費用の中心である漁獲共済の再共済金と積立ぷらすの払戻金の主要な漁業種類を列挙すると（**Table 12**）、サケ定置・大型定置の定置漁業が―小型定置をあわせ―2019 年度の大幅赤字の主因であることが明瞭である[2]。サンマ棒受網が再共済金の No.2、小型合併、底曳網、まき網

Table9　共済制度の支出・収入―共済段階別―

共　済　段　階	支　出（費　用）	収　入（収　益）
漁業者（加入者）	純共済掛金	共済金
漁業共済組合（県）・元受	共済金　再共済掛金	純共済掛金　再共済金
漁 済 連・再 共 済	再共済金　保険料	再共済掛金　保険金
政府（特別会計）・保険	保険金	保険料

注1）共済段階における事業部門の主要な支出・収入項目
　2）管理部門を含まない

Table10　漁済連・損益―2011～19 年度―

部　門	収　支	2011	2013	2015	2017	2018	2019
事　業	収　益	42,777	30,180	30,843	33,848	39,131	44,332
部　門	費　用	41,459	27,155	26,631	33,727	39,979	46,074
	差　引	1,318	3,024	4,211	120	-848	-1,742
管　理	収　益	1,981	1,604	1,818	1,663	1,773	1,797
部　門	費　用	1,841	1,348	1,411	1,431	1,426	1,456
	差　引	140	256	407	232	347	340
計	収　益	44,758	31,785	32,661	35,511	40,904	46,129
	費　用	43,300	28,504	28,043	35,158	41,405	47,530
	差　引	1,459	3,281	4,618	353	-501	-1,401

単位：百万円
出所：漁済連『事業報告書』該当年次

Table11　損益計算書―漁済連・2019 年度―

部　門	区　分	収　益	費　用	差　引	主な収益	主な費用	差　引
		計	計		純再共済掛金	再共済金	
事業部門	漁獲共済	25,918	29,470	-3,551	12,882	17,883	-5,001
	特定養殖共済	12,597	11,241	1,356	6,212	5,321	891
	養殖共済	4,781	4,535	246	3,771	2,342	1,429
	施設共済	801	588	212	605	259	346
	地域共済	232	238	-5.48	120	108	12
	総合	44,332	46,074	-1,742	23,592	25,915	-2,323
管　理　部　門		1,797	1,456	340	－	－	－
合　　計		46,129	47,538	-1,401	23,592	25,915	-2,323

単位：百万円
出所：漁済連『事業報告書』2019 年度、p.52

が続く。特定養殖共済ではホタテ貝等・ノリ類等が No.3・No.4 に位置し、金額では 20 億円をこえる。前年＝2018 年比をみると、ワカメは少額であるが 4 倍増をとげ、ホタテ貝等・ノリ類の共済金の伸びも大きい。漁済連『事業報告書』2019 年度は、「ぎょさいで安心・ぷらすで万全」をスローガンとするぎょさい普及推進運動の成果により、「主要業種の不漁や頻発した災害等から漁業経営を守る重要な役割を十分に果たすことができた。」、と「事業概況」において自賛する（p.3）。

サケ定置の赤字の原因を述べよう [3)]。北海道秋サケの 2019 年来遊数は 2,000 万尾前後、漁期前予測の 6 割と低調であった。2010 年以降において全道的に記録的不漁であった、2017 年を下回る最低の魚況となった。道連合海区の 2018 年最終集計額では、2010 年＝438 億円をわずかにこえる 449 億円、10 年間で最低ベースである。

2019 年主群の 14 年級・15 年級稚魚が降海した、15・16 年の沿岸水温は 13・14 年に比べ低くなかった。放流時の低水温の影響を受けた不漁要因が、不透明になり先行きが見通せなくなった。価格の下方修正が進み、金額は 2010 年以降、最低である。再共済金・払戻金ともに他業種を圧する巨額となった。

Table 12 により前年比からの趨勢を見ると、共済金・払戻金ともにサンマ棒受網が際立ち、他を圧する。もっともサンマの両者合計額は底曳網に次ぎ No.6 であるが、漁獲量は前年比 66%減の 4.0 万トン、記録的不漁であった。詳しい記録の残る 1972 年以降、ボトムである 2017 年度の 5 割程度、過去最低のケタ違いの不漁であった。サンマ漁業は自主的管理措置に従って 20 トン未満船＝8 月 10 日より、20～100 トン船＝8 月 15 日より、100 トン以上船＝8 月 20 日より、順次操業を開始した。当初からロシア 200 海里水

Table12　漁業種類別支払共済金・積立ぷらす払戻金—2019 年度—

区分		漁業共済		積立ぷらす		総計	
		共済金	前年対比	払戻金	前年対比	金額	前年対比
合　　計		29,391	129%	47,888	135%	77,279	133%
漁獲共済	サケ定置	5,497	155%	13,922	179%	19,419	171%
	大型定置	1,359	130%	5,942	141%	7,301	139%
	まき網	1,383	102%	4,900	135%	6,283	126%
	小型合併	2,262	110%	3,124	128%	5,386	120%
	底曳網	2,154	50%	2,621	76%	4,775	62%
	サンマ棒受網	3,374	396%	1,109	218%	4,483	329%
	カツオマグロ	537	220%	2,014	211%	2,552	213%
	小型定置	645	146%	1,643	219%	2,288	192%
	その他漁船	916	161%	1,176	120%	2,092	135%
	船曳網	638	103%	1,149	132%	1,786	120%
	イカつり	586	133%	1,079	185%	1,665	163%
	採貝採藻類	940	84%	552	69%	1,492	78%
	小　　計	20,290	122%	39,231	145%	59,521	137%
特定養殖共済	ホタテ貝等	3,219	229%	3,147	246%	6,366	238%
	ノリ類等	2,248	182%	2,834	198%	5,082	191%
	特定カキ	110	105%	283	133%	393	124%
	ワカメ	175	424%	68	141%	244	271%
	その他特定養殖	72	95%	87	111%	160	103%
	コンブ	31	257%	50	194%	81	214%
	小　　計	5,855	204%	6,470	211%	12,325	207%
養殖共済	マグロ	551	92%	1,131	170%	1,682	133%
	その他養殖	585	239%	440	48%	1,026	88%
	カキ	934	192%	0	0%	934	151%
	カンパチ	112	30%	615	17%	727	18%
	ハマチ	454	62%	0	0%	454	62%
	タイ	92	80%	0	0%	92	80%
	真珠	64	106%	－	－	64	106%
	小　　計	2,793	107%	2,186	40%	4,980	62%
漁業施設共済	定置・まき網	198	60%	－	－	198	60%
	養殖施設	91	80%	－	－	91	80%
	小　　計	288	66%	－	－	288	66%
地域共済休漁補償		165	64%	－	－	165	64%

単位：百万円
出所：漁済連『漁業共済の現況』令和元・2 年度

域では魚群が見当たらず、北太平洋公海、道東沖に南下し、11 月中旬三陸沖に漁場が移動した。魚体が小ぶりで魚群も形成されず順次終漁した[4]。

2019 年度漁済連の財務＝損益が悪化した主因が、定置漁業―とくにサケ定置・大型定置―にあることは繰り返さない。No.2 がサンマ漁業、No.3・4 がホタテ貝等・ノリ類等である。**Table 3** に戻ると、1 件あたり支払共済金・払戻補填金がサケマス定置・大型定置を別格として、採貝採藻→まき網→サンマ棒受網の順に高額である。サンマ棒受網が異例に、契約割合が低く事故率が高い理由はよくわからない。主要業種の高い国庫補助率、低い追加補助率は前述した。定置・サンマ・ホタテ・ノリの 4 者には、まき網・小型合併とあわせすでに触れてきたが、総括的に検討する機会をえたい。

経済政策は一般に財政を通じて機能するが、それは水産政策においても同様である。「水産政策の改革」を下支えする「経営安定対策」は、海面漁業・定置漁業を対象とする漁獲共済が企業経営と小規模家族経営を内包し、海面養殖業を対象とする特定養殖共済・養殖共済においては、後者の主要業種である給餌＝魚類養殖業が企業経営に重点を移しつつあり、前者は家族経営が大勢である。

2018 年制定の新漁業法は資源管理・漁業管理に中心をおく。企業経営が担う沖合遠洋漁業は TAC 制度を軸とし、IQ→ITQ を遠望する。小規模家族経営が主体の沿岸漁業には、沿海地区漁協の特定区画漁業権―養殖業・定置漁業に対する漁業権免許の優先権―を廃止し、「適切かつ有効」・「地域の水産業の発展に最も寄与する」をガイドラインとして、積極的に地先漁業者以外にも新規参入の途を開いた。しかし減少軌道にある 2017 年の自営漁業就業者＝91,950 人、同海面漁業・養殖業生産量＝424 万トン、同生産額＝14,864 億円を「成長産業化」の路線に乗せるには容易ではあるまい。

漁済連の財政悪化は主要業種の不振に淵源をもつ。漁業共済の支払（再）共済金および、積立ぷらすの払戻金は保険収支の悪化に直結する。それには漁獲共済の定置漁業、ついで特定養殖共済のホタテ貝類等・ノリ類等が寄与し、漁済連は漁業共済の担い手＝橋頭堡として、政府（特別会計）と対面する。漁獲共済において主要業種の不振を既述したが、それに加えて検討が不充分のままにとどまった特定養殖共済を、ノリ類養殖業を中心に実態調査を深め分析しなければならない。複数業種を一括して対象とする小型合併（**Table 3**・チ）、販売金額規模 500 万円以下・かつ生業的高齢単身者が支配的である採貝採藻＝1 号漁業（**同**・タ）、10 トン未満の漁船漁業（**同**・漁獲④）を念頭におき、漁獲共済と特定養殖共済を比較・対照させたい。

小生産者・家族経営を基軸とする零細経営―沿岸漁船漁業・養殖業―は、大農経営―日本の沖合遠洋漁業をはるかに凌駕する―によるアメリカ・オーストラリアタイプの新開国とは異なる、日本農水産業を貫通する特質である[5]。これを透視・展望[6]しながら、漁業共済・積立ぷらすを総括的に究明したい。漁業経営政策として「経営安定対策」は、先行した農業共済に収入保険を加え併用する、農業の経営所得安定対策とは相違する[7]。国際的に日本は、漁協などを通じる補助金―ハード・公共―に代わって、多面的機能等の地域政策―ソフト・非公共―に即し、個別経営体（漁家・企業）に対する直接支払―例えば漁業共済掛金補助―に転じ WTO 体制に同調した。それは水産政策・水産財政の大転換[8]にほかならず再評価の必要がある。

1）漁済連「事業報告書」の引受・支払実績の別表には、A. 支払共済金と B. 支払再共済金が並んで記載されている。A は元受の②漁業共済組合が漁業者に支払う金額、B は再共済の③漁済連が②漁業共済組合に支払う金額である。

2）定置漁業は定置漁業権（水深 27m以上）に基づく大型定置・サケ定置と、第 2 種共同漁業権による地区漁協傘下の、小型定置の 3 者からなる。共同経営を無視できないが、小型定置のみ家族経営が中心をしめる。

3）週刊水産新聞 令和元（2019）年 10 月 14 日、10 月 28 日。サケ定置は北海道のみに存在し。孵化・放流後に産卵・回帰するシロサケを 8 月～11 月を漁期に採捕する。共同経営が経営形態の中心に座り、個人経営体、会社が続く。なお本州（岩手・青森・長崎・富山等）にも展開する大型定置の、主要魚種は、シロサケ以外のブリ・マイワシ等のこともある。共同経営・個人経営を無視できないが、会社経営が中心である。

漁業施設共済の定置漁業の純共済掛金率が、2019 年度に 30%引き下げられた。しかし定置漁業全般の施設共済引受件数が 499、漁獲共済の定置漁業件数は 1,854（漁済連『事業報告書』2019 年度 p.12）、後者の 24.2%しか施設共済に加入しない。引き下げ効果が上がっているとは言えない。

4）週刊水産新聞 令和元（2019）年 9 月 2 日、令和 2（2020）年 1 月 8 日。

5）沿岸漁業経営体数は、2018 年センサスによれば 74,151、中小・大規模経営体数合計は同 4,921（**Table 1**）。沿岸漁船漁業・養殖業の生産量は 2018 年・197.5 万トン、沖合遠洋漁業生産量は同 239.1 万トン、沿岸漁業就業者（自営）は同・84,122 人、沖合遠洋漁業就業者（同）は同・2,821 人である。また旧開国の欧州諸国の経営面積規模は、米・豪と比べが 1 ケタ小さい。

6）不漁保険としての漁業災害補償制度は、共済事故のうち地震・津波などの自然災害による異常部分は、国が掛金・支払金を負担し、不慮の事故などによる通常部分は、民間＝共済団体が自主的に負担し、漁協系統を核とする保険により長期的均衡が成立すると考えられる。東日本大震災（2011）においても同様な問題が、すなわち大規模自然災害を漁業補償にいかに組み込み設計するか、共済組合−漁済連−

国の共済機構をどう築くか、という大テーマが提起された。

後者が「共済の理念」に基づく共済制度の枠組をこえることは明白であり、国と民間に横たわる共済負担の中長期的構想と連結する。それは漁業共済制度創設期からの重要課題・懸案であり、同時に民間の主張・原点でもあった。他方国は、例えば 1982 年の共済団体の事業不足金においても、共済事故の通常・異常の質的分析・評価と関わることなく、経営問題として扱っている（以上、中里 久夫「編纂にあたって」［水産庁（1987）第 1 巻］から示唆をうけた）。

東日本大震災の小テーマとしては、岩手・宮城のカキ・ホタテ貝等の、養殖期間 2 年以上で 1 年目の未成貝育成中の補償問題がある。これに対しては第 3 章第 3 節で記述した通り、1995 年度から漁済連が、任意事業として漁業共済組合（県）に地域再共済事業を創設し、決着をつけた。

7）2013 年度農林水産業・地域の活力創造プランの決定とともに、漁業共済に先行した戸別所得補償制度—「ゲタ対策」・「ナラシ対策」—は直接支払制度に見直される。農業災害補償法を 2017 年改訂し農業共済を見直し、収入保険を 2019 年 1 月より始めた。それは品目にとらわれず、自然災害だけでなく多様なリスクの収入減少を補償する総合的セーフティネットであるという（『農業・食料・農村白書』令和 2 年版、pp.181～186）。

8）「新制度」下（2011～2019 年度）の水産政策ならびに水産財政の分析が次のテーマとなる。2020 年度水産予算概算決定のおよそを示す。総予算額が 3,005 億円。主要項目の漁業経営安定対策の強化のうち、①漁業収入安定対策事業費 14,2 億円（積立ぷらすの補填金の原資・漁業者 1 対国 3＝88.2 億円、共済掛金上乗せ補助＝48.8 億円）、②漁業経営セーフティネット構築事業 1.6 億円、③漁業共済掛金国庫補助金 102.9 億円、①～③小計・246.5 億円である。

参考文献・資料

1. 上田 克之（2008）「漁業経営安定対策をどう評価するか—漁業のセイフティネット構築と『個別経営』への直接支持—」、『北日本漁業』第 36 号
2. 小野 征一郎（2014a）「漁業共済の話」（1）～（3）『月刊漁業と漁協』 2014 年 1～3 月号
3. 小野 征一郎（2014b）「漁業・養殖業の現状と新経営政策の意義」、多田・婁・有路・松井・原田編著『変わりゆく日本漁業』北斗書房
4. 小野 征一郎（2015）「資源管理・漁業経営安定対策の検討—漁業を中心として—」『東京海洋大学研究報告』11 号
5. 加瀬 和俊（2009）「新規漁業政策の特質を論じて漁業政策の全体像へ—シンポジウムのねらい—」『漁業経済研究』第 54 巻 2 号
6. 神山 安雄（2012）「2001 年度農林水産予算の特徴と課題」、『農村と都市を結ぶ』2012 年 3 月号
7. 木島 利通（2011）「我が国の資源管理のあり方—資源管理・漁業所得補償対策実施によせて—」『水産振興』No.520
8. 漁業共済組合連合会「事業報告書」該当年次
9. 漁業共済組合連合会（2020）、「業種別関係団体会議 配布資料」資料 1～3　2020.3.9
10. 漁業共済組合連合会「漁業共済の現状」該当年次
11. 漁業共済組合連合会（2012）「『ぎょさい制度』の手引き」
12. 水産庁（1987）『漁業災害補償制度史』第 1～3 巻
13. 水産庁漁業保険管理官（2017）『漁業災害補償制度の概要』
14. 水産庁漁業保険管理官（2017）『漁業災害補償制度の現況』
15. 長尾 学（2009）「漁業経営安定対策（積立ぷらす）の現状と課題」『漁業経済第 54 巻 2 号
16. 農林水産省（2013）『2011 年農林水産省統計年報』
17. 農林水産省（2020a）『2018 年漁業センサス』
18. 農林水産省（2020b）『食料・農業・農村白書』令和元年版
19. 長谷 成人（2007）「新しい経営安定政策の導入に向けて」『漁業と漁協』2007 年 10 月号
20. 廣吉 勝治（2008）「水産政策に関する問題提起と検討課題」『北日本漁業』第 36 号
21. 真屋 尚生（1991）「自由社会における相互扶助と保険—漁業共済制度の構造と機能—」『保険理論と自由平等』東洋経済新報
22. 宮澤 晴彦・大谷 誠（2009）「『新規漁業政策の再検討』をめぐる討論の総括」『漁業経済研究』 第 54 巻 2 号
23. 森 健（2011）「資源管理・漁業所得補償対策について」『北日本漁業』第 39 号
24. 芳之内 一美（2018）「漁業共済、漁業収入安定対策事業の実施状況について」『ていち』 134 号

謝　　辞

本研究にあたり、全国漁業共済組合連合会の古寺 建二氏・小野寺 愛氏、全国漁業協同組合連合会の三浦 秀樹氏・奥田 勝氏、をはじめとする諸兄姉からデータの提供・便宜を受け、適切なアドバイスを頂いたことに感謝する。そして古寺 建二氏・小野寺 愛氏には統計表の作成、内容の検討等についても並々ならぬご尽力を頂いた。

またこの機会に全国漁業協同組合連合会・全国漁業共済組合連合会に敬意と支援を送りたい。

漁業経営対策の検討（1）
―漁業共済制度、とくに水産財政政策に着目して―

表　目　次

Table 1　本文　p.19　販売金額別経営体数―2018 年漁業センサス、海面漁業・養殖業―
Table 2　p.19　漁業共済の概要―3 共済―
Appendix Table 3　区分別・共済事項別・漁業種類別契約実績―2011～18 累計―　p.22
Table 3　p.22　区分別・共済事項別・漁業種類別契約実績―2011～18 累計―
Table 4　p.23　トン数階層別・漁業種類別加入率（%）―2019 年度―
Table 5　p.23　契約割合別・階層別引受件数―2018 年度―
Table 6　p.24　国庫補助額・補助率
Table 7　p.25　漁業施設共済―2019 年度―
Table 8　p.25　地域共済―2019 年度―
Table 9　p.26　共済制度の支出・収入―共済段階別―
Table 10　p.26　漁済連・損益―2011～19 年度―
Table 11　p.26　損益計算書―漁済連 2019 年度―
Table 12　p.27　漁業種類別支払共済金・積立ぷらす払戻金―2019 年度―

漁業経営安定対策の検討（1）
―漁業共済制度、とくに財政政策に注目して―

小野　征一郎

（東京水産大学（現東京海洋大学）名誉教授）

要旨：　漁業災害補償法に基づく漁業共済制度は、2011 年度から「経営安定対策」として画期的転換をとげた。積立ぷらすおよび、「コスト対策」＝漁業経営セイフティーネット構築事業を組み合わせ、総合的な所得補償制度が成立した。非公共＝ソフト予算が水産財政の基調となった、「経営安定対策」を検討した。

キーワード：漁業災害補償法、漁業共済制度、積立ぷらす、「経営安定政策」、水産財政

２０２１．２．２５　了